

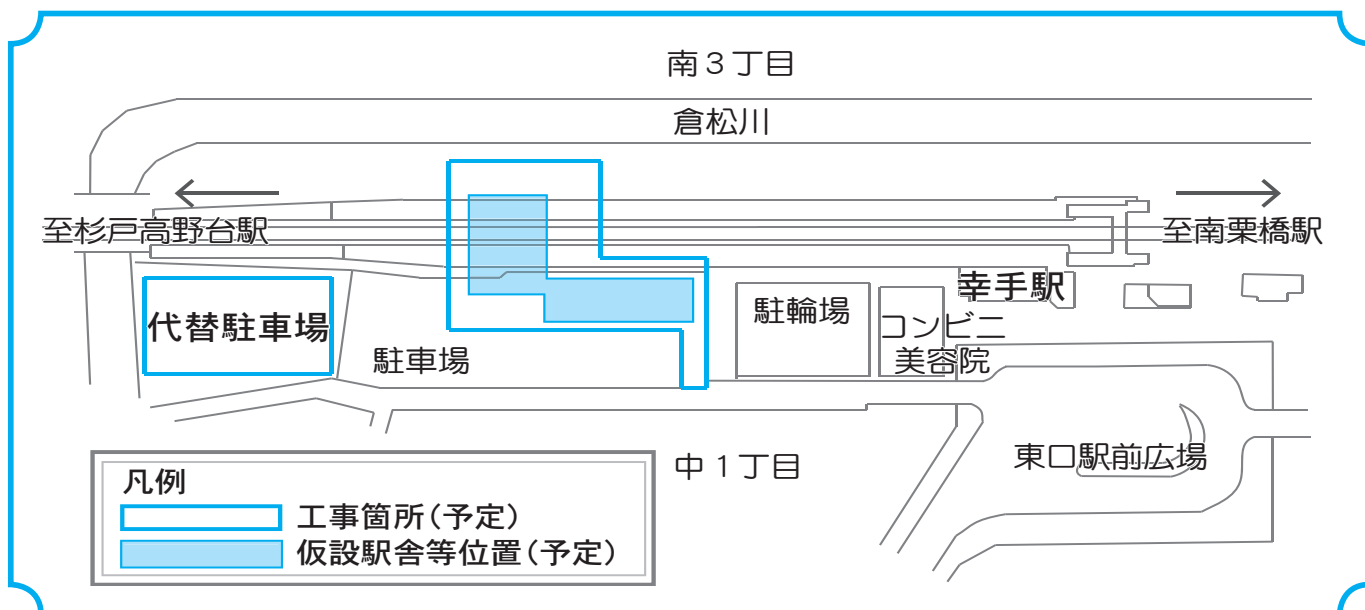
幸手駅橋上化・自由通路整備事業の 工事が始まります

幸手駅橋上化・自由通路整備について、8月下旬から下記の工事箇所において仮設駅舎等の建築の準備工事に着手する予定です。

平成28年夏ごろには、既存駅舎から仮設駅舎へと利用を切り替え、既存駅舎の解体を始めます。

幸手駅をご利用のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ まちづくり事業課 ☎(44)3366・FAX(43)5565



【放し飼い】
犬はつないで飼うことが義務付けられています。自宅敷地内での放し飼い、綱を付けない散歩は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。

【騒音】
動物の鳴き声による騒音は近所迷惑です。無駄吠えをさせないようにしつけましょう。

【ふん害】
犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。また、猫の他人の敷地内でのふん尿にも問題があります。

自宅敷地内の決まった場所で排泄するよう、しっかりとしつけをし、散歩中のふんの回収を徹底しましょう。

【ふん害】

【捨て犬・捨て猫】

「知人だと、犬のふんを処理しなくても注意しにくい」「近所の人たちと波風を立てたくない」という風潮があります。何も言われないから何をしてもいいという気持ちでは、何も変わりません。

飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域のみなさんの協力で住み良い環境を作っていきましょう。



動物は責任を持って飼いましょう

○犬に関する相談 幸手保健所 ☎(42)1101

○猫に関する相談 県動物指導センター ☎048(855)0484

1・FAX(48)2226

問合せ 環境課 ☎(48)033

を採ることも重要です。

犬や捨て猫を作らないよう、

不妊・去勢手術といった手段

を採ることも重要です。

やむを得ず飼えなくなった

場合は、新しい飼い主を探し

ましょう。また、新たな捨て

犬や捨て猫を作らないよう、

不妊・去勢手術といった手段

を採ることも重要です。

犬・猫を捨てる行為は犯罪

です。捨て犬は野生化し、人

に危害を与える場合があります。

また、交通事故などにより

命を失う野良猫が後を絶ち

ません。

10月から一人ひとりにマイナンバーが届きます



社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)がスタートします

10月から住民票を有する全てのみなさんに12桁の個人番号(マイナンバー)を付番し、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続き分野において、その活用が始まります。

マイナンバーは、原則、生涯変わることのない番号です。マイナンバーの活用により、各行政機関がそれぞれ保有している個人情報の確認や、さまざまな手続きに必要な個人情報を行政機関の間で照会・提供が可能となり、給付金の不正受給防止や行政手続きにおける添付書類省略など、公平・公正な社会の実現や利便性の向上、行政の効率化が図られます。

■マイナンバー制度のメリット■

国民の利便性の向上

☞面倒な手続きが簡単になります

社会保障サービスなどの申請時に必要な書類(課税証明書等)の添付が省略できるようになるなど、みなさんの負担が軽減されます。

公平・公正な社会の実現

☞的確な行政サービスを提供します

行政機関が所得やサービス受給状況を正確に把握できるようになり、必要な人にきめ細かな行政サービスを提供することができます。

行政の効率化

☞手続きが正確で早くなります

マイナンバーを使った行政機関・地方公共団体間での情報照会・提供により、手続きに要する時間が短縮でき、事務が効率化されます。

■個人情報のセキュリティ対策■

制度導入後も、個人情報は従来通り各行政機関が保有し、利用の範囲内で必要な場合に限り、情報の照会・提供を行う「分散管理」を行います(個人情報が同一の機関に集約されることはありません)。

もっと詳しく知りたい!

内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)に詳しい情報が掲載されています。

マイナンバーのコールセンター

- 日本語窓口 0570(20)0178
 - 外国語窓口 0570(20)0291
- ※通話料が発生します。

午前9時30分～午後5時30分
(土曜・日曜、祝日、年末年始を除く)

■今後のスケジュール■

10月
から

●一人ひとりにマイナンバーを通知

10月以降に地方公共団体情報システム機構から、簡易書留で「通知カード」が届きます。下記の「個人番号カード」の交付を希望する人は、通知カード同封の交付申請書を機構に郵送してください。

通知カード

個人番号	1234 5678 9012
氏名	※※※※※※※※※※※※※※
住所	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
生年月日	●●●●●●日生
性別	○
発行	●●●●●●日 ■■■市長

▲通知カードイメージ

通知カードは、紙製の個人番号カードのことで、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載されています(顔写真は掲載されていません)。

※平成28年1月以降に個人番号カード取得に必要なだけでなく、ほかの身分証明書と併せて本人確認に使用できますので、大切に保管してください。

平成28年
1月
から

●希望者に個人番号カードの交付を開始

交付通知が届いたら、市役所市民課窓口で「個人番号カード」を受領できます。

※カードの作成は、機構で一括対応しますので、市での即時交付はできません。

個人番号カード

▲個人番号カードイメージ

個人番号カードには、通知カード掲載内容(個人番号、住所、氏名、生年月日、性別)に加え、顔写真、ICチップが付き、本人確認の身分証として使用できます。

※本人確認の身分証として使用できますので、大切に保管してください。

問合せ

○マイナンバー制度全般について

政策調整課 ☎(43) 1111 内線 681・FAX(43) 1122

○通知カード・個人番号カードについて

市民課 ☎(43) 1111 内線 123・FAX(43) 6473